

清水町個人情報保護条例（平成14年清水町条例第44号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報という。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 実施機関は、訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第32条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第32条の7までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 実施機関は、訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第32条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第32条の7までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 次のアからエまでのいずれかの場合 当該特定個人情報の利用の停止又は消去 ア～ウ (略)</p> <p>エ 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) 次のアからエまでのいずれかの場合 当該特定個人情報の利用の停止又は消去 ア～ウ (略)</p> <p>エ 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。